

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正

### 1 用語の定義

この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者又は組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものとする。こと。（第二条関係）

### 2 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する支援措置の追加

#### 一 経営革新計画及び異分野連携新事業分野開拓計画の拡充

経営革新計画に、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあつては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含むものとするとともに、異分野連携新事業分野開拓計画についても同様の措置を講ずるものとする。こと。（第九条及び第十一条関係）

## 二 中小企業信用保険法の特例の追加

中小企業信用保険法に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の増額の措置を講ずるものとする事。 (第十三条関係)

## 三 株式会社日本政策金融公庫法の特例の追加

株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法の規定にかかわらず、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて海外において経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うため必要な資金の外国の銀行等からの借入れに係る債務の保証を行うことができるものとする事。 (第十五条関係)

## 四 貿易保険法の特例

承認経営革新計画に従つて中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において経営革新のための事業を行う場合又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において異分野連携新事業

分野開拓に係る事業を行う場合において、銀行等又は外国金融機関による当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権の取得は、貿易保険法第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付とみなすものとする事。

(第十六条関係)

### 3 支援体制の整備

#### 一 認定経営革新等支援機関

主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができるものとする事。

(1) 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行おうとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他の経営の状況の分析

(2) 経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従つて行われる事業の実施に關し必要な指導及び助言

#### 二 変更の認定

認定経営革新等支援機関は、変更があつたときは遅滞なく、変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならないものとする  
こと。  
（第十七条関係）

### 三 改善命令

主務大臣は、認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとすること。  
（第十八条関係）

### 四 認定の取消し

主務大臣は、認定経営革新等支援機関が三の命令に違反したときは、その認定を取り消すことができるものとする。  
（第十九条関係）

### 五 中小企業信用保険法の特例

一の認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）、一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中

小企業者により抛出されているものに限る。）又は特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用するものとする事。

（第二十条関係）

#### 六 中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務

中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行うものとする事。

（第二十一条関係）

#### 4 経営基盤強化計画を廃止するものとする事。

（旧第十六条から旧十八条関係）

#### 5 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進

国は、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に

必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(第三十五条関係)

## 6 その他

その他所要の措置を講じるものとする。

## 第二 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

1 地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。）関し、第一 1 及び 2 と同様の措置を講じるものとする。

(第二条、第六条、第八条、第十一条及び第十二条関係)

2 その他所要の措置を講じるものとする。

## 第三 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正

1 農商工等連携事業に関し、第一 1 及び 2 と同様の措置を講じるものとする。

(第二条、第四条、第八条、第十一条及び第十五条関係)

2 その他所要の措置を講じるものとする。

## 第四 附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条―附則第四関係)

3 その他所要の措置を講じるものとする事。